

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系排ガス再結合器水素濃度記録計に「出口水素濃度高」の警報が発生したため、当該濃度記録計を点検・修理	D	
2	1号機	活性炭ホールドアップ建屋シャワー用温水ボイラ入口圧力計付け根部よりリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	活性炭ホールドアップ装置脱湿塔出入口温度記録計の記録用紙取替後の電源復旧忘れによる欠測が認められたため、対応検討	C	
4	2号機	タービン建屋地階バッテリー室扉に施錠不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
5	2号機	タービン補機冷却系ポンプ（B）にカップリング側メカニカルシール部よりリーク（1滴/1分30秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	タービン補機冷却系ポンプ（C）に反カップリング側メカニカルシール部よりリーク（1滴/15秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	活性炭ホールドアップ装置除湿冷却器ドレンタンク補給水元弁のグラウンド部よりリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	相分離母線の接地線が裸電線であるため、絶縁被覆付き電線への交換の要否を検討	対象外	
9	3号機	原子炉建屋地階炉心スプレイ系ポンプ（A）室ドレンパンポンプの起動・停止用押しボタンスイッチ用カバーに破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
10	3号機	復水給水系酸素注入装置酸素ガスポンペA系元弁配管接続部（2箇所）より、酸素のリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	自動減圧系窒素ガスポンベ（B）ヘッダ出口弁上流側の配管接続部より窒素のリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	廃棄物地下貯蔵設備使用済樹脂貯蔵タンクレベル検出用空気流量調整弁にハンドルの固定不良が認められたため、当該調整弁を点検・修理	D	
13	4号機	排ガス系温度記録計（425）にインク抑えの位置ずれが認められたため、当該記録計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	原子炉建屋地階制御棒駆動水ポンプ室換気空調系局所空調機のダンパ開度調整用ハンドルに外れが認められたため、当該ハンドルを取付	D	
15	4号機	原子炉建屋弁システム漏えい処理系弁システム漏洩温度記録計のインク抑え内のインクパット（黒色・緑色）に入れ違いが認められたため、当該インクパットを修正	D	
16	5号機	タービン建屋地階水素・酸素制御盤監視用カメラの照明固定金具のねじに外れが認められたため、当該照明を取付	D	
17	5号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A・B）淡水側水張り用補給水二次弁（2台）のグランド部に錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	5号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク（A・B）の入口切替弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	5号機	原子炉再循環MGセット（B）流体継手油冷却器用冷却水温度調節弁制御用圧縮空気減圧弁の圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
20	5号機	原子炉格納容器圧力抑制室温度記録計に記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
21	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（B）洗浄弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	6号機	気体廃棄物処理系換気空調系給気ファン冷却水出口圧力指示計付きスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
23	その他	5月8日不適合管理委員会審議分不適合事象のホームページ掲載において、グレード標記に誤記が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで